

第4期第2回福祉のまちづくり推進協議会 議事録

- 1 日時 平成23年7月7日(木)10:00~11:30
- 2 場所 プリムローズ有朋
- 3 出席者(敬称略・五十音順)
 - 青柳 淳 公募委員
 - 上松 容子 さいたま市老人クラブ連合会浦和区瀬ヶ崎福寿会老人クラブ 会長
 - 大塔 幸重 さいたま市保健福祉局福祉部 部長
 - 大森 郁雄 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社企画室 室長(代理出席)
 - 河合 洋祐 さいたま市聴覚障害者協会 顧問
 - 木村 通恵 公募委員
 - 小暮 武志 さいたま市都市局都市計画部 部長
 - 佐々木 みつる 公募委員
 - 佐藤 佳朗 国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所 所長(代理出席)
 - 高橋 儀平 東洋大学ライフデザイン学部 教授
 - 田口 秀之助 さいたま市身体障害者福祉協会 会長
 - 鶴岡 洋 社団法人埼玉県バス協会 専務理事(代理出席)
 - 中嶋 一雄 さいたま市私立保育園協会 副会長
 - 長根 清平 さいたま市視覚障害者協会 会長
 - 西川 昌勝 さいたま市建設局建築部 部長
 - 浜田 晋一 東武鉄道株式会社鉄道事業本部工務部建築課 課長
 - 星野 美子 さいたま市手をつなぐ育成会 副会長
 - 三浦 匡史 特定非営利活動法人都市づくりNPOさいたま 理事
 - 峯 逸男 埼玉県警察本部交通部交通規制課 課長(代理出席)
 - 矢部 憲春 さいたま市商工会議所 総務・会員サービス部 部長

4 次第

1. 開会
2. 新委員の紹介
3. 議事及び報告
 - (1) モデル地区推進部会 報告
 - ・モデル地区推進部会活動報告書(案)について 資料1-1
 - ・フォーラム開催に関する実施概要(案)について 資料1-2
 - ・平成23年度モデル地区事業について 資料1-3
 - (2) 平成22年度 交通バリアフリー専門部会報告について 資料2
 - (3) (仮称)さいたま市安心長生き条例の素案策定のための調査について 資料3
4. 閉会

内容

1. 開会
2. 新委員紹介
3. 議事及び報告
 - (1)モデル地区部会 報告

事務局 資料1 - 1、1 - 2、1 - 3について説明(省略)

会長 ただ今の説明に関して、質問等ございますでしょうか。

田口委員 資料1 - 3のご提案の の、「私たちの小学校が避難所に設置された場合、地域の高齢者や障害者はここでどう暮らしていくのか。」というところに関してですが、障害者と一言に言いましても、聴覚障害や視覚障害、知的障害などさまざまな種類があります。障害の種類によって必要となるものが変わってくると思います。今回は小学校が対象ということですが、中学校でも実施するのが良いのではないかと思いました。中学生のほうがそういった知識もあり理解が容易ではないでしょうか。

会長 ありがとうございます。事務局からはどうでしょうか。

事務局 過去の4回を小学校でやらせていただきまして、今回も小学校で実施する予定ですが、中学校につきましても、今後、モデル地区部会として考えていきたいと思えます。

青柳委員 資料の1 - 1に関してですが、この中に、参加者の声というものが載っているのですが、この参加者の声に対する、さいたま市としての対策等は考えているのでしょうか。

視覚障害者用の点字ブロックの上に自転車が止めてある光景などを街中でよく見かけますが、対策等はしているのでしょうか。

事務局 参加者の声に関しましては、平成21年度に行った桜木小学校でのアンケートの回答となっています。これに関しましては、関係各課に配布いたしまして、各課のほうで検討しております。

点字ブロックの上に自転車等を止めるといった、マナー等ソフト面につきましては、啓発活動等をしております。

会長 難しいところもあると思いますが、引き続き取り組んでいただきたいと思えます。他にはあるでしょうか。

佐々木委員 最近、大人も子どもも携帯電話を持って自転車に乗っている姿を頻繁に見かけます。障害を持った方たちはどのように対応したら良いか心配だと思っておりますが、どのようにして交通に関してルールを守らせるべきでしょうか。メディアで見たものを参考としますと、罰金、罰則等を実施している自治体もあるようですが、さいたま市としてはいかがでしょうか。

会長 自転車に関しましては非常に危険であると認識しております。

こちらに関しましては、峯委員の代理であります瀬沼さんよろしくお願ひいたします。

峯委員

(代理：瀬沼氏)

近年、自転車の事故も増えており、自転車に乗りながらの携帯電話の操作に関しましては、警察のほうでも非常に問題となっているところであります。

自転車の対策といたしましては、歩道において自転車と歩行者を分ける自転車専用レーンを設置するなどして、自転車に関する通行区分の見直しなどを行っております。「ぐるっと埼玉」という自転車ロードの整備もしています。また、高校生などに対してのレッドカードなど自転車交通指導等も行っております。

河合委員 資料1 - 1に関してですが、報告に対する改善点などは盛り込まないのでしょうか。

事務局 改善点等につきましては、関係各課のほうへお願ひいたしまして、直していた

だけるところは直していただいているところです。

しかし、現在、事業が進んでいるところでは必ずしもモデル地区部会の報告を受けて取り組んでいるものばかりではなく、モデル地区部会で取り組む前から市の計画として存在していたものが、まち歩きをした際に、指摘した場所と偶然重なってしまった場所もあったため、今回の報告書のほうへ記載はいたしませんでした。

会長 モデル地区部会の事業が直接、事業に反映されないのは、それぞれ事情があるのでしょうか、モデル地区部会や推進協議会で取り上げられた事項に関しましては、それぞれの部門に要望してもよろしいのではないのでしょうか。モデル地区部会においても、多大な労力をかけて行っていますので、積極的に打診して、4年たって成果がどうなったかを省みる必要があると思います。

報告書に関しまして、年度で事業が入っていますが、日付を入れたほうが良いと思います。またアンケートに関しても、日付や対象人数、回収率はいくらかというのを入れたほうが良いと思います。

また、桜木小学校のアンケートは、先生方の意見も入れたほうが良いと思います。

それでは次の議題に入りたいと思います。

(2)交通バリアフリー専門部会報告について

事務局 資料2について説明(省略)

会長 質問等ありますでしょうか。関係している質問等はまとめて受けつけます。

青柳委員 自転車のレーンにスピード抑止策として白線等を引くということですが、本来は自転車を運転する人の裁量によるもので、対策をしてもスピードを出す人がいなくなるわけではないと思います。ですから、最初から自転車は通行できないようにしたり、その通路では、自転車から降りて押して歩くようにされたほうが良いと思うのですが、いかがでしょうか。

木村委員 大震災の後からエコな乗り物として注目を集めている自転車ですが、その反面、これから自転車の事故も多くなると思います。千葉県などでは学生に対して学校で衝突の際の危険性などをスタントマンによって実演してもらうなど、自転車の安全教育に関しても力を入れているそうです、行政が先にたってそういったことを行うことは良いことだと思います。

佐々木委員 伊勢丹の付近に現在も既存の地下道がありますが、なぜ今回新たに作る必要があるのでしょうか。

田口委員 青柳委員の言う通り、以前、私が聞いていた話では、自転車は降りて押して歩くということでしたが、変更になったということでしょうか。

事務局 まず、1つ目の質問につきまして、自転車と歩行者の隔離について回答させていただきます。路線 と路線 については、自転車と歩行者の各々の専用道路となっており、自転車と歩行者はそれぞれ道の中心で分離するようになっています。例えば、路線 につきましては、自転車道4メートル、歩行者専用道6メートル、また路線 につきましても、自転車道3.5メートル、歩行者専用道4.5メートルという形となっております。

そして、自転車専用道路につきましても、通行する際には自転車から降りていただき、押して歩くような啓発等はしていきます。しかし、そういった啓発をしても、自転車に乗ったまま走ってしまう人もいるということも考慮して、ス

ピード抑制策の白線等を取り入れていくということであります。

次に、自転車のマナーに関しましては、バリアフリー基本構想の中ではその他の区分にマナーの向上指導として掲げております。一昨年度には、交通防犯課のほうで、市内の中学校、高校、大学の計102校の学校で自転車マナー向上の啓発ポスター等の配布を行っております。

最後になりますが、なぜ新しく通路を作るかということですが、既存の通路は階段を上り下りしないといけないため、体の不自由な方や、高齢者にとって使用しにくいところがありました。今回、高架化になるということで、通路はすべて平面で設置することが可能になりました。勾配につきましても、最大勾配5パーセントにとどめることができ、不自由なく通行できるということで、今回設置することとなりました。

三浦委員 まず1点目に、路線 に関してですが、勾配が大きいために今回は歩行者専用道路にしたということなのですが、5パーセントの勾配におさまる車いすも通行できる歩行者専用道路なのでしょうか。

2点目に、路線 と路線 に関してですが、自転車は通行できないが、車いすは通行できる、車いすゲートの設置を自転車道路のほうに設置の検討をされているとすると、車いすは自転車道路を通行しなくてはならないことになってしまい、通路の幅の関係上、狭く危険なように思いますが、いかがでしょうか。

3点目に、JRの駅構内に作られる東西連絡通路に関してですが、高架下の3通路と別途まち歩き点検をしながら東西連絡通路を検証していくということですが、高架下の3通路がいつ頃できて、駅構内の東西連絡通路がいつ頃になるのかという、時間関係はどうなるのでしょうか。といいますのは、駅の工事の状況によっては、仮通路として物理的に駅構内の通り抜けもできるという話も聞いておりますが、現在、駅構内を通行利用することができるパスを利用している高齢者や障害者が、工事の時間の前後関係によっては一時的に利用できなくなってしまうことも懸念されますので確認させていただきたいと思います。

事務局 まず1点目ですが、路線 では幅員10メートルの最大勾配が5パーセントですので、車いすの通行も可能となります。

次に2点目ですが、車いす用のゲートに関しましては、自転車がまったく通行できないような形になっておりますので、歩行者専用道路の方に設置を考えております。

最後に、3点目ですが、高架下の3通路につきましては平成24年度中に完成するという事ですので、その際にまち歩き点検を実施いたします。現在、今年度中にも、一度まち歩き点検を行いたいということで、鉄道高架整備課に打診しております。駅構内の仮通路に着きましても、鉄道高架整備課とJRで協議しまして、検討しているところであります。早ければ今年度、仮通路ができるということも聞いておりますので、その際に、まち歩き点検も行いたいと思っております。

長根委員 音声案内についてですが、音声案内は、道路の交通量によっては聞き取りにくいことがありますので、せっかくつけていただいても無駄になってしまうことがあります。ですから、もし設置を考えているようでしたら、私たちの団体のほうで事前に聞かせていただき調整等を協力させていただきたいと考えています。

次に、浦和駅のトイレに関してなのですが、東口には音声案内が設置されておりますが、西口には設置されておられません。今後、改善していただけたら良いと思います。

最後に、山手線のホームに設置され始めておりますホームドアに関してですが、

浦和駅のホームにもホームドアの設置を検討していただきたいと思います。

田口委員 高架下の通路の自転車が通り抜けできない、車いすゲートの件に関しましては、設置に関して私も関わっており、非常に良いものだと考えております。早急に、設置していただきたいと思います。

事務局 音声案内につきましては、現在は設置をお願いしている段階でありまして、設計図面に反映するという回答をいただいております。まち歩き点検時に設置されていることや、音量につきましても確認させていただきます。

会長 浦和駅のトイレに関しましては、関係課にこの旨をお伝えさせていただきます。自転車専用通路の白線についてですが、これは非常に危険だと思います。おそらく、色覚障害をお持ちの方も通行されると思いますもので、段と間違えてしまう危険性があります。白線をつけるようでしたら、CUDOというカラーユニバーサルデザインを専門としているNPO法人がありますので、調査等していただくと良いと思います。場合によっては、自転車を降りて押して歩くことをより強く啓発していくなどの、措置をとることを考えたほうが良いかもしれません。

そして、車いすゲートですが、違和感があります。通常の道路の中にこの部分のみ車いすゲートが存在しているということは、差別になってしまうのではないのでしょうか。また、資料のような車いすゲートの形状ですと、白杖を使用している、視覚障害者にとってバリアとなり危険だと思いますので、検討しなおす必要があるかと思えます。

自転車の通行に関しましては、まずは、マナー啓発運動を強化して、だれもが使用しやすいように努めるべきだと思います。その後に問題が続き、改善されないことがあるようでしたら、車いすゲートの設置を検討してみるというほうが、コストの面でもよろしいと思います。

(3)(仮称)さいたま市安心長生き条例の素案策定のための調査について

事務局 資料3について説明(省略)

会長 質問等はございますか。

三浦委員 高齢者は被災リスクが高いため、住環境の整備をさらに進める必要があります。そのため、耐震化補強にかかる費用の補助を行政が行うなど、何らかのアクションをおこすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 現在策定中の、第5回高齢者保健福祉介護保険事業計画の重点項目の一つに、高齢者の住まいの確保を重要項目として位置づけており、高齢者が地域の中で安心して暮らせる地域包括ケアの考え方に沿って、三浦委員のご提案についても検討しております。

木村委員 安心長生き条例の掲げる理念の1つとして、地域を構成する住民の責務とありますが、高齢者も地域構成の一員として、等しく地域参加をしていくための責務を履行する必要があると思います。地域の中で高齢者が手伝いのできるシステム作りは必須であり、そのために民生委員や児童委員のOB、OGを積極的に活用していく方策についても、行政で検討していただきたいと思います。

会長 他には、ありますか。

ないようですので、以上で締め切らせていただきます。

4. 閉会

以上